

会議規則の一部改正の概要

1 改正理由

本会議の表決において電子採決を導入するため、所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

第68条の見出しの改正並びに第3項及び第4項を新設し、電子採決システムによる表決を可能とする。

3 施行日

公布の日からとする。